

特別支援教育奨励費支給対象一覧（学用品・通学用品費等）

支給対象

◆学用品費：教育課程上、通常必要とされる学用品。

- ・ノート、筆記用具（鉛筆、消しゴム、油性ペン、鉛筆削り等）、下敷き、筆箱、色鉛筆、クレヨン
- ・上履き、上履き入れ、体操服、体操帽、体育用靴、ゼッケン、縄跳び
- ・スクール水着、水泳帽、プール用バスタオル、ゴーグル、
- ・副教材、副読本（ドリル等）、練習帳、辞典類、算数セット
- ・リコーダー、鍵盤ハーモニカ、習字道具、裁縫道具、美術用具・絵の具セット、算数セット、彫刻刀、実験・実習用（理科・美術・図工・家庭科等）の材料等
- ・雑巾、防災ずきん、名札、校章、給食用マスク、水筒、弁当箱 等

◆通学用品費：児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品。

通学用服、靴、雨傘、雨靴、雨がっぱ、帽子、防犯ブザー、反射材 等

※通学のために使用する自転車も含む（学校が許可している場合に限る）

◆新入学用品・通学用品費：通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品。

上記対象のもののほか、

- ・ランドセル、ランドセルカバー、通学用かばん、学生服（制服指定の学校に限る）

支給対象外

教育課程以外の場面でも使用すると考えられるもの

◆学用品・通学用品費及び新入学用品・通学用品費共通

- ・メガネ、下着類、タイツ、ハンカチ、衣服（体操着を除く）、着替え用衣服、腕時計
- ・リュックサック、修学旅行用バッグ
- ・手袋、マフラー、防寒用コート・ジャンパー
- ・PTA会費、スポーツ振興センター共済掛金、卒業アルバム代、学級写真等の写真代
- ・部活動で必要なもの（ユニフォーム、スパイク等）
- ・家庭学習で使用するもの